

健生食輸発0125第4号  
令和6年1月25日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(フィリピン産バナナの検査命令免除対象企業の追加)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正:令和6年1月25日付け健生食輸発0125第3号)により通知したところである。

今般、フィリピン政府から、モニタリング検査における違反によりフィプロニルに係る検査命令免除対象から除外した1企業について原因究明及び改善措置の報告がなされ、同企業及び新たに3企業について同検査命令免除対象企業への追加要請があったことから、これらを検査命令免除対象企業に追加することとし、同通知の別表31を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。